

# 昼休みに弁当を買いに行く際の負傷

**問** 先日、当社の従業員Eが昼休み時間中に弁当を買いに会社の外に出かけたところ、会社の前の

道でバイクと接触して負傷しました。そこでお尋ねしたいのですが、Eの負傷は休憩時間中では会社の外での負傷ですが、業務上災害として認められるでしょうか。

堂がないため、従業員の大半が会社の外で食事をしたり、弁当を買ってきても会社内で食べています。

**答** 休憩時間について、労働基準法第三四条第三項では、「使用者は、第一項の休憩時間を自由に利用させなければならぬ」としています。したがって、休憩時間中、労働者は自由に行動することが許されているわけですから、その間の個々の行為自体は労働者の私的行為といえます。そのため、休憩時間中の災害については、それが事業場施設またはその管理の状況に起因することが証明されない限り、一般には私的行為に起因するものと考えられ、業務起因性が認められないこととなります。

しかし、休憩時間の自由利用が認められているからといって、休憩時間が終われば再び事業主の指揮命令の下で労働する義務があるわけですから、事業主の管理下において行動している限りではなお事業主の支配下にあるといえます。また、休憩時間中の個々の行為には、それ自体としては私的行為であったとしても、もし就業中であつたならば業務行為に含まれたであろうとみられるものがあります。すなわち、使用等の生理的必要性行為、作業と関連がある各種の必要行為、合理的行為がそれにあたります。このような行為は、一見それ自体としては私的行為とみられるものであつても、なお事業主の支配下にある限り、事業主の支配下にあることに伴う行為として業務に付随する行為とみるのが相当であり、単に休憩時間中という時

間的区分のみをもつて、就業中の業務不随行為と認定上区分することは合理的ではありません。したがって、かかる行為に際して発生した災害については、就業中の災害の場合に準じ、業務起因性について反証がなく、かつ、業務起因性を認めることが経験法則に反しない場合には、特に施設の欠陥等に起因することの積極的証明を待つまでもなく業務上と解するのが相当です。

以上のことから、ご質問のEさんの災害は業務上災害とは認められないでしょう。



## ご相談をお寄せください



労務管理、安全管理、労働トラブル等にかかわるご相談がございましたら、下記までご連絡ください。事務局での面談、電話、メール、FAXにて社会保険労務士等の当協会専門職員が企業の立場でお答えします。

**企業の労働110番!**  
☎ 052-961-7110

FAX 052-961-9635  
メールアドレス roudou110@meihokurouki.or.jp

※当協会会員企業のみなさまは解決まで何度でも、未入会の企業の方は初回のご来局に限り、無料でご相談が可能です。

一般社団法人 名北労働基準協会 労働相談室